

小川町地域おこし協力隊（農業振興推進員）募集要項

1 募集目的

小川町は埼玉県西部に位置し、周囲を外秩父の山々に囲まれ、市街地の中央に槻川が流れています。史跡や街並みの風情から「武蔵の小京都」と呼ばれており、約1300年の歴史と伝統を誇る小川和紙、絹、建具、酒造りをはじめ、豊かな自然や有機農業など、地域の強みとなる魅力溢れる資源が豊富に存在します。

一方で、人口減少の緩やかな抑制や、今後、更に関係・交流人口を増加させ、町のにぎわいの創出を実現させるために、解決すべき課題もあります。

そこで、町が持つ地域資源の素晴らしさを効果的かつ効率的に活用し、町と一体となって地域課題の解決や地域の活性化に資する活動を行う人材を、地域おこし協力隊（農業振興推進員）として募集します。

2 活動概要、募集人数及び活動場所

委嘱日から一定期間（最長で3年間）、小川町地域おこし協力隊（農業振興推進員）として次の活動を行います。

【活動概要】

- ① 地元農業（おがわん・有機農業等）の推進、情報誌や小川町の公式SNSの活用、更新による情報発信・プロモーション活動
- ② 地元農産物のPRイベント等の企画、運営
- ③ 町及び町が関わる団体が推進する農業事業、イベント等の支援業務
- ④ 小川町の農業者、農業、地域の農業関連組織（JA・道の駅・販売店、加工業者、飲食店等民間事業者・その他各種団体等）の理解促進（体験従事等含む）及びそれらに関連する新規事業開発の取り組み
- ⑤ 消費者、農業関連組織への販売促進、地元農産物を使った新規メニューや加工品開発等の業務
- ⑥ 町、農業関連組織、地域住民等との連絡調整、課題解決に資する業務
- ⑦ おがわん10周年プロモーション事業に関する、事業者との連絡調整、企画・提案、運営に関わる業務全般
- ⑧ その他、農業振興や農業政策業務に資する諸活動

【募集人数】 1名

【活動場所】 小川町役場環境農林課（比企郡小川町大字大塚55番地）ほか
※環境農林課が業務拠点となります。

3 募集対象

次の全ての条件を満たす方を対象とします。

- ① 令和8年1月1日現在、20歳以上の方（性別は問いません）
- ② 3大都市圏をはじめとする都市地域等から生活の拠点を移し、小川町内に住民票を異動できる方。ただし、地域おこし協力隊として委嘱を受ける前に既に町内に居住している方や既に住民票の異動を行っている方は、要件を満たさないものとして扱います。（要件等、詳しくはお問合せください）
- ③ 令和8年10月1日までに隊員として着任できる方
- ④ 心身ともに健康（農作業が可能）で誠実に業務ができる方
- ⑤ 土曜日、日曜日及び祝日においても活動が可能な方
- ⑥ 普通自動車運転免許を有し、日常的な運転に支障のない方
- ⑦ パソコンの基本操作（ワード・エクセル・パワーポイント等）及び電子メール、SNS等の知識を有し活用できる方
- ⑧ 町や地域等の意向を尊重し、地域に馴染む意思のある方
- ⑨ 共に学び、農業振興活動に邁進する意欲のある方
- ⑩ 法令等を遵守し、公序良俗に反しない行動ができる方
- ⑪ 地方公務員法第16条に規定する欠格条件に該当しない方

4 活動時間

1日の活動時間は7時間45分を基本とし、1月の活動日数は原則18日とします。ただし、町長が必要と認めた場合、年間216日を活動日数の上限として、月の活動日数を調整することができます。

標準的な活動時間帯は午前8時30分から午後5時15分までとし、休憩時間は午後0時から午後1時までとします。ただし、町長が必要と認めた場合は、1年間の活動時間が1,680時間を超えない範囲で、1日の活動時間を調整することができます。

5 任用形態・期間

- ① 小川町との雇用関係はありません。健康保険料や国民年金等は個人負担となります。
- ② 期間は委嘱日から1年間とし、最長でも3年間となります。

6 報償

1時間当たり2,080円（※任期中に改定する場合があります。）

隊員の1月の報償は、当該月の総活動時間に1時間当たり2,080円を乗じた額とします。

ただし、この場合において1時間未満の端数を生じた場合は、その端数が30分

以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てになります。

7 活動費

次に掲げる活動費を支給することができます。

- (1) 住居に関する経費
 - ① 賃貸住宅等に入居する際の礼金 上限12万円
小川町に転入する際に生じる礼金とする。ただし、その後の町内転居で生じる礼金については、同一の住所に1年以上居住していた場合に限り支給し、上限は6万円とする。
 - ② 入居時に要する経費（火災保険料、クリーニング代、手数料、鍵交換代等）については、予算の範囲内で支給する。ただし、入居時に必須な経費を対象とし、任意で発生する経費及び退去時に返金が生じる経費は対象外とする。
 - ③ 家賃、共益費、協力隊員の定住環境整備費用、協力隊員の活動拠点整備費用等月額合計の上限6万円
- (2) その他活動に要する経費 月額合計の上限5万円
 - ① 活動旅費等移動に要する経費
 - ② 傷害保険料、損害賠償保険料
 - ③ 作業道具、消耗品等に要する経費
 - ④ 関係者間の調整、意見交換会、活動報告会等に要する経費
 - ⑤ 協力隊員の研修に要する経費
 - ⑥ 地域住民との交流や地域おこしに資する取組に必要な経費
 - ⑦ 定住に向けて必要となる研修又は資格取得に要する経費
 - ⑧ 定住に向けて必要となる活動に関する需要費（原材料等）

8 応募方法

- (1) 提出書類
 - ① 履歴書（市販のJIS規格形式A4のものを使用し、顔写真（3か月以内に撮影したもの）を貼付）
 - ② 住民票の写し
 - ③ 作文（作文の最初に氏名を記入し、「応募動機」・「小川町で活動したいこと」・「活動に生かしたい経験や特技等」・「活動概要への具体的提案」・「任期満了後のビジョン及びそこに至るまでの計画」等をA4サイズ概ね1,200～1,600字以内で記述してください。Wordによる記述も可能です。
- (2) 募集期間
令和8年5月15日(金)～令和8年6月19日(金)必着
・持参又は郵送で受付けます。持参の場合、受付時間は土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分とします。
・提出された書類は返却しません。
※採用者が決定しない場合は、募集期間を延長することがあります。

- (3) 面接日（予定）
令和8年7月13日（月） ※書類審査を通過した方のみ実施
- (4) 応募・問合せ先
小川町役場 環境農林課 農林政策担当
〒355-0392 埼玉県比企郡小川町大字大塚55番地
電話：0493-72-1221（内線245）
E-Mail：ogawa110@town.saitama-ogawa.lg.jp

9 審査方法

- (1) 第1次選考
書類審査の上、審査結果を応募者全員に文書で通知します。
- (2) 第2次選考
第1次選考合格者を対象に、小川町役場庁舎で第2次選考（面接審査）を実施します。詳細は、第1次選考合格者にのみ選考結果通知の際にお知らせします。
- (3) 選考結果の報告
選考結果は文書で通知します。応募、面接審査にかかる経費等（書類申請、通信費、交通費等）は、応募者の負担となります。選考の経過及び結果についてのお問い合わせには応じられませんので、あらかじめご了承ください。

10 その他注意事項

- (1) 町が実施する事業に変更等が生じた場合、今回募集を行う活動内容が変更となる場合がございます。
- (2) 応募、面接審査にかかる経費等（書類申請、通信費、交通費等）は、応募者の負担となります。選考の経過及び結果についてのお問い合わせには応じられませんので、あらかじめご了承ください。